「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」開催要領

１．趣旨

マルチ商法等にみられるように、若者が消費者被害にあう要因としては、若者が合理的な判断をすることができない状態に陥っているなど、心理的要因が挙げられる。このため、若者の消費者被害について、ヒアリング調査等を通じて被害の現状、被害にあう要因等を主に心理的要因から調査分析し、対応策を検討する。

２．検討項目

（１）若者が合理的な判断ができない状態に陥り被害に遭う心理的な要因について

・被害に遭う心理的な要因について調査・分析

・マインドコントロール等、のめり込んでしまい被害が深刻化する若者について

（２）若者が被害に遭う現状および要因

・マルチ商法等の被害の現状や、被害に遭い易い社会的背景など分析

・被害者救済に関する法的問題点（意思表示理論からみた考察）

（３）対応策について

（４）その他

３．検討会の進め方

平成30年６月をめどに取りまとめを行う。

４．委員等

（１）委員は、別紙の者で組織する。

なお、出席が難しい場合は代理出席を認める

（２）検討会の座長は、消費者行政新未来創造オフィス担当室長の同意を得た上で、消費者調査課長があらかじめ指名する者とする。

（３）座長は、検討会を統括する。

５．運営

（１）検討会の庶務は、消費者調査課及び消費者行政新未来創造オフィスにおいて処理する。

（２）座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（３）検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。

（４）検討会の資料は、原則として検討会終了後速やかに消費者庁ウェブサイトにより公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めるとき、その他正当な理由があると認めるときには、資料の全部又は一部を公開しないことができる。

（５）検討会の終了後、議事録を作成し、これを公表するものとする。

（６）この要領のほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

（別紙）

「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」委員名簿

五條（ごじょう）　操（みさお）　弁護士

多田（ただ）　文明（ふみあき）　ジャーナリスト

千葉（ちば）　裕子（ひろこ）　全国消費生活相談員協会　消費生活相談員

西内（にしうち）　康人（やすひと）　京都大学大学院法学研究科　准教授

◎西田（にしだ）　公昭（きみあき）　立正大学心理学部教授

福井（ふくい）　晶喜（あきよし）　独立行政法人国民生活センター　相談情報部相談第２課長

村上（むらかみ）　直紀（なおのり）　公益社団法人消費者関連専門家会議　理事・西日本支部　副支部長

（◎座長、五十音順、敬称略）

（別紙：平成 30 年５月 24 日以前）

「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」委員名簿

岩井（いわい）　清治（せいじ）　公益社団法人消費者関連専門家会議　理事・西日本支部長

五條（ごじょう）　操（みさお）　弁護士

小林（こばやし）　真寿美（ますみ）　独立行政法人国民生活センター　相談情報部相談第２課長

多田（ただ）　文明（ふみあき）　ジャーナリスト

千葉（ちば）　裕子（ひろこ）　全国消費生活相談員協会　消費生活相談員

西内（にしうち）　康人（やすひと）　京都大学大学院法学研究科　准教授

◎西田（にしだ）　公昭（きみあき）　立正大学心理学部教授

（◎座長、五十音順、敬称略）